

<報道発表資料>

平成24年10月26日

放射性物質の野生きのこへの影響調査について（第9回）

埼玉県では、野生きのこ採取者の協力を得て、森林に自生する「野生きのこ」の放射性物質調査を行っています。

今回の調査で、ときがわ町で採取された「アカモミタケ（野生きのこ）」計3検体について、放射性物質の影響調査を実施したところ、全ての検体から基準値（100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されました。

- ・ 検体採取日：平成24年10月24日（水）
- ・ 結果判明日：平成24年10月26日（金）
- ・ 分析機関：一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質（Bq/kg）		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
アカモミタケ （野生きのこ）	ときがわ町	69.1	138	210 ※
アカモミタケ （野生きのこ）	ときがわ町	73.4	139	210
アカモミタケ （野生きのこ）	ときがわ町	86.0	139	230
基準値（一般食品）				100

※ 放射性セシウム計は、左から3桁目を四捨五入し、左から2桁を有効数字として判定する。（食品中の放射性物質の試験法について：平成24年3月15日付 厚生労働省通知）

【207.1Bq/kg→210Bq/kg、212.4Bq/kg→210Bq/kg、225Bq/kg→230Bq/kg】

（注） 検査機関では、厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

このため、ときがわ町及び埼玉中央農業協同組合に対し、ときがわ町内産の全ての「野生きのこ」の出荷・販売自粛を要請しました。

また、ときがわ町を通じて、ときがわ町民並びに町内の農林産物直売所、土産物店、飲食店及び旅館等に対する注意喚起を行います。

さらに、近隣市町村及び農業協同組合についても同様の注意喚起を行います。

出荷前に放射性物質調査を行っているため、基準値を超える「野生きのこ」は直売所等に出荷されていません。

なお、これまでに出荷された「野生きのこ」については、前回までの調査で安全が確認されたものです。

また、生産管理されている原木しいたけ等の林産物からは、基準値を超える放射性セシウムは検出されていません。

今後も、引き続き「野生きのこ」の発生に合わせて、放射性物質影響調査を実施します。

※ 出荷自粛の対象は、国の出荷制限指示品目の設定の考え方に準じて、今回基準値を超えたアカモミタケのみならず、全ての「野生きのこ」を対象としました。

また、国からの指示があり次第、ときがわ町ほか関係機関に出荷制限の要請等を行います。